

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び特定電子メールの送信等に関するガイドライン案の一部修正

平成 20 年 9 月 17 日から同年 10 月 16 日にかけて意見募集を行った「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり技術的修正をおこなった。

修正案	現 行
<p>(通信方式)</p> <p>第二条 法第二条第一号の総務省令で定める通信方式は、次に掲げるものとする。</p> <p>二 <u>その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式</u></p> <p>二 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式</p>	<p>(通信方式)</p> <p>第二条 法第二条第一号の総務省令で定める通信方式は、次に掲げるものとする。</p> <p>二 <u>シンプルメールトランスファープロトコル</u></p> <p>二 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式</p> <p>三 <u>第一号に掲げる通信方式による電気通信の送受信に用いられる電気通信設備と通信端末機器の間において当該送受信に付随して用いられる通信方式であって、あて先となる利用者の識別のために同号に掲げる通信方式と同一の形式の電子メールアドレスを用いるもの</u></p>
<p>(<u>自己の電子メールアドレスの通知の方法</u>)</p> <p>第三条 法第三条第一項第二号の規定による送信者又は送信委託者に対する自己の電子メールアドレスの通知の方法は、<u>書面により通知する方法とする。ただし、次の各号に掲げる</u></p>	<p>(電子メールアドレス通知の方法)</p> <p>第三条 法第三条第一項第二号の規定による送信者又は送信委託者に対する自己の電子メールアドレスの通知は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方</u></p>

特定電子メールを受信する場合の通知の方法は、任意の方法とする。

- 一 第七条各号のいずれかに掲げる場合に該当する特定電子メール
- 二 法第三条第一項第一号の通知の受領のために送信がされる一の特定電子メール

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の方法による送信者又は送信委託者に対する自己の電子メールアドレスの通知が法第三条第三項本文の規定による特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあっては、その旨）の通知に該当する場合は、当該通知

法により行うものとする。

- 一 次の各号のいずれかに掲げる場合 適宜の方法

イ その通知後に当該送信者又は当該送信委託者が特定電子メールの送信を委託した送信者から当該電子メールアドレスをあて先とする特定電子メール（第七条各号のいずれかに掲げる場合におけるものに限る。）の受信をする場合

ロ その通知後に当該送信者又は当該送信委託者が特定電子メールの送信を委託した送信者から当該電子メールアドレスをあて先とする一の同意確認電子メール（法第三条第一項第一号の通知の受領のために送信がされる特定電子メールをいう。以下本号において同じ。）の受信をし、法第三条第一項第一号の通知をした場合にのみ当該同意確認電子メール以外の特定電子メールの受信をする場合

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 書面により通知する方法

- 2 前項の規定にかかわらず、送信者又は送信委託者に対する自己の電子メールアドレスの通知が法第三条第三項本文の規定による特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあっては、その旨）の通知に該当する場合は、当該通知は法第三条第一

は法第三条第一項第二号の規定による自己の電子メールアドレスの通知に該当しないものとする。

(自己の電子メールアドレスの公表の方法)

第四条 法第三条第一項第四号の規定による自己の電子メールアドレスの公表の方法は、自己の電子メールアドレスをインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置く方法とする。ただし、自己の電子メールアドレスと併せて特定電子メールの送信をしないように求める旨の文言をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いたときは、この限りではない。

(同意を証する記録の保存方法等)

第五条 法第三条第二項の規定による特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの記録を必要に応じ提示することができる方法とする。

一 (略)

二 特定電子メールの送信に当たつてのあて先とすることができる電子メールアドレスが特定できるようにされている記録及び次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該区分に掲げる事項のうち法第三条第一項第一号の規定による特

項第二号の規定による自己の電子メールアドレスの通知に該当しないものとする。

(電子メールアドレス公表の方法)

第四条 法第三条第一項第四号の規定による自己の電子メールアドレスの公表は、インターネットを利用して自己の電子メールアドレスを公衆が閲覧することができる状態に置くことにより行うものとする。ただし、自己の電子メールアドレスと併せて特定電子メールの送信をしないように求める旨の文言を公衆が閲覧することができる状態に置いた場合は、法第三条第一項第四号の規定による自己の電子メールアドレスの公表に該当しないものとする。

(同意を証する記録の保存方法等)

第五条 法第三条第二項の規定による特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録の保存は、次に掲げるいずれかの記録を必要に応じ提示することができる方法により保存するものとする。

一 (略)

二 特定電子メールの送信に当たつてのあて先とすることができる電子メールアドレスが区別できるようにされている記録及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる記録

定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をするに同意する旨に係る事項の記録

イ 書面を提示し、又は交付すること（ファクシミリ装置を用いて書面を提示することを含む。）により法第三条第一項第一号の通知を受けた場合 当該書面に記載した定型的な事項

ロ 特定電子メールの送信をすることにより法第三条第一項第一号の通知を受けた場合 当該特定電子メールの通信文のうち定型的な事項

ハ ロに掲げる場合のほか、インターネットを利用して通信文を伝達することにより法第三条第一項第一号の通知を受けた場合 当該通信文のうち定型的な事項

2 前項の記録の保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 当該記録に係る特定電子メールの送信（以下この項において「当該送信」という。）をしない場合 当該送信をしないこととした日までの間

二 当該送信をした場合 当該送信を最後にした日から起算して一月を経過する日までの間。ただし、

イ 法第三条第一項第一号の通知をしようとする者に対し書面を提示し、又は交付すること（ファクシミリ装置を用いて書面を提示することを含む。）により当該通知を受けた場合 当該書面に記載した定型的な事項の記録

ロ 法第三条第一項第一号の通知をしようとする者に対し電子メールの送信をすることにより当該通知を受けた場合 当該電子メールの通信文（定型的な部分に限る。）

ハ ロに掲げる場合のほか、法第三条第一項第一号の通知をしようとする者に対しインターネットを利用して通信文を伝達することにより当該通知を受けた場合 当該通信文の伝達をした際に当該通知をした者の通信端末機器の映像面に表示された定型的な事項の記録

2 前項の記録は、当該記録に係る特定電子メールの送信（以下この項において「当該記録に係る送信」という。）を開始した日から、当該記録に係る送信をしないこととなった日から起算して一月を経過するまでの期間、保存しなければならない。ただし、法第七条の規定による命令を受けた場合にあつては、同項の記録は、当該記録に係る送信を開始した日から、当該命令を受けた日から起算し

法第七条の規定による命令を受けた場合であって、次に掲げる場合の区分のいずれかに該当するときは、当該区分に応じて、それぞれ当該区分に定める日までの間。

イ 法第七条の規定による命令を受けた日から起算して一年を経過する日までの期間に当該送信をした場合 当該送信を当該期間内において最後にした日から起算して一年を経過する日又は当該送信を最後にした日から一月を経過する日のいずれか遅い日

ロ 当該送信を最後にした日から起算して一月を経過する日までの期間に法第七条の規定による命令を受けた場合 当該送信を最後にした日から起算して一年を経過する日

(特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知の方法)

第六条 法第三条第三項本文の規定による特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信のみをしないように求める場合にあつてはその旨、特定電子メールの送信を一定の期間しないように求める場合にあつてはその旨及びその期間）の通知の方法は、特定電子メールの送信をしないように求める電子メールアドレスを明らかにして、電子メールの送信その他任意の方法によって行う方法とする。

て一年を経過する日又は当該記録に係る送信を最後に行った日（当該命令を受けてから起算して一年を経過する日までの期間内の日に限る。）から起算して一年を経過する日のいずれか遅い日までの期間、保存しなければならない。

(特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知の方法)

第六条 法第三条第三項本文の規定による特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信のみをしないように求める場合にあつてはその旨、特定電子メールの送信を一定の期間しないように求める場合にあつてはその旨及びその期間）の通知は、特定電子メールの受信に係る電子メールアドレスを明らかにして、電子メールその他適宜の方法によって行うものとする。

(拒否者に対する送信の禁止の例外)

第七条 法第三条第三項ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一 契約の申込みをした者又は契約を締結した者に対し当該契約の申込み、内容又は履行に関する事項を通知するために送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合

二 電子メールの受信をする者に対し広告又は宣伝が行われることを条件として提供される電子メール通信役務を用いて電子メールが送信される場合であって、その電子メールにおいて当該電子メール通信役務の提供をする者により広告又は宣伝が付随的に行われる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メール（電子メールの受信をする者の意思に反することなく送信されるものに限る。）において広告又は宣伝が付随的に行われる場合

(表示の方法等)

第八条 法第四条各号に定める事項が表示されるようにしなければならない方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場所に表示する方法とする。

一 法第四条第一号及び第二号に掲

(拒否者に対する送信の禁止の例外)

第七条 法第三条第三項ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一 契約の申込みをした者又は契約を締結した者に対し当該契約の申込み、内容又は履行に関する事項を通知するために送信がされる電子メールにおいて、広告又は宣伝が付随的に行われる場合

二 送信者又は電子メールの受信をする者（以下「受信者」という。）に対し広告又は宣伝が行われることを条件として提供される電子メール通信役務を用いて電子メールの送信をする場合であって、その電子メールにおいて当該電子メール通信役務の提供をする者により広告又は宣伝が付随的に行われる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メール（受信者の意思に反することなく送信されるものを除く。）において、広告又は宣伝が付随的に行われる場合

(表示の方法等)

第八条 法第四条各号に定める事項が表示されるようにしなければならない場所は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 法第四条第一号及び第二号に掲

げる事項 特定電子メールの任意の場所であって、当該特定電子メールの受信をする者が容易に当該事項を認識することのできる場所

二 法第四条第三号に掲げる事項（第十条第一号に掲げる事項に限る。） 法第四条第二号に掲げる事項の表示がされた場所の直前又は直後（特定電子メールの受信をする者が当該特定電子メールの送信に用いられた電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより法第三条第三項本文の通知を行うことができる場合にあつては、当該特定電子メールの任意の場所であつて、当該受信をする者が容易に当該事項を認識することのできる場所）

三 法第四条第三号に掲げる事項（第十条第二号及び第三号に掲げる事項に限る。） 任意の場所（当該事項を特定電子メール以外の場所に表示されるようにするときには、その場所を示す情報が当該特定電子メールの任意の場所に表示されるようにしなければならない。）

2 (略)

(電気通信設備を識別するための符号)

第九条 法第四条第二号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号のいずれかとする。

一 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

げる事項 特定電子メールの受信者が容易に当該事項を認識することのできる場所であつて、当該特定電子メールに係る任意の場所

二 法第四条第三号に掲げる事項（第十条第二号及び第三号に掲げる事項に限る。） 任意の場所（当該事項を特定電子メールに係る場所以外の場所に表示されるようにするときには、その場所を示す情報を当該特定電子メールに係る任意の場所に表示されるようにしなければならない。）

三 法第四条第三号に掲げる事項（第十条第一号に掲げる事項に限る。） 法第四条第二号に掲げる事項の表示がされた部分の直前又は直後（特定電子メールの受信者が電子メールの返信により法第三条第三項本文の通知を行う場合にあつては、当該受信者が容易に当該事項を認識することのできる場所であつて、当該特定電子メールに係る任意の場所）

2 (略)

(電気通信設備を識別するための符号)

第九条 法第四条第二号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号のいずれかとする。

一 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備(次条において「特定電気通信設備」という。)のうち法第三条第三項本文の通知を受けるための用に供する部分(当該通知をするために必要な情報の明確かつ平易な表現による提供その他の方法により特定電子メールの受信をする者が当該通知を容易に行うことを可能とするために必要な電磁的記録が保存されたものを含むものに限る。以下この条において「通知受領部分」という。)をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号

二 前号に規定する符号に対応させた文字、番号、記号その他の符号であって、特定電子メールの受信をする者が当該符号を用いてその使用する通信端末機器により通知受領部分に接続できるもの

(その他の表示を要する事項)

第十条 法第四条第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

(公衆によって直接受信されることを目的とする送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち法第三条第三項本文の通知を受けるための用に供する部分(以下この条において「通知受領部分」という。)をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号

二 前号に規定する符号に対応する文字、番号、記号その他の符号であって、それをういて特定電子メールの受信をする者がその使用する通信端末機器により通知受領部分に接続できるもの。

2 前項各号に規定する符号により識別される通知受領部分は、法第三条第三項本文の通知をするために必要な情報が明確かつ平易に提供されることその他の特定電子メールの受信をする者が当該通知を容易に行うことを可能とするために必要な措置が確保されたものでなければならない。

(その他の表示を要する事項)

第十条 法第四条第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。ただし、第七条各号のいずれかに掲げる場合における特定電子メールの送信をする場合は、この限りでない。

一 第六条に定める方法により、特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を、法第四条第二号に掲げる電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより又は前条に定める文字、番号、記号その他の符号を用いることにより行うことができる旨

二 法第四条第一号に規定する者の住所

三 特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等を受け付けることのできる電話番号、電子メールアドレス又は特定電気通信設備のうち苦情、問合せ等の受け付けの用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号若しくはそれに対応させた文字、番号、記号その他の符号であつて特定電子メールの受信をする者が当該符号を用いてその使用する通信端末機器により当該部分に接続できるもの

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

る。ただし、第七条各号のいずれかに掲げる場合における特定電子メールの送信をする場合は、この限りでない。

一 第六条に定める方法により、特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を、法第四条第二号に掲げる電子メールアドレス又は前条第一項に定める文字、番号、記号その他の符号あてに行うことができる旨

二 法第四条第一号に掲げる者の住所

三 特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等を受け付けることのできる電話番号、電子メールアドレス又は不特定の者との間において送受信される電気通信の用に供される電気通信設備のうち苦情、問合せ等の受領の用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号若しくはそれに対応するものとして表示される文字、番号、記号その他の符号

附 則

この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二十年月 日）から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の項を次のように改める。

<u>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）</u>	<u>第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条</u>
--	------------------------------

平成 20 年 9 月 17 日から同年 10 月 16 日にかけて意見募集を行った「特定電子メールの送信等に関するガイドライン案」について、省令案の修正を踏まえた修正及び表記揺れの修正のほか、以下のとおり技術的修正をおこなった。

特定電子メールの送信等に関するガイドライン案	
修正案	現 行
<p>2 オプトイン規制における同意</p> <p>②同意を証する記録</p> <p>2) 保存の内容</p> <p>保存すべき内容としては、次のいずれかとされている。</p> <p><u>ア) 同意を取得している個別の電子メールアドレスに関し同意を取得した際の時期、方法等の状況を示す記録</u></p> <p><u>イ) 特定電子メールのあて先とすることができる電子メールアドレスが区別できるようにされている記録に加えて、以下の区分に応じた記録</u></p> <p>－ <u>書面を提示、又は交付することにより同意を取得した場合 当該書面に記載した定型的な事項の記録</u></p> <p>－ <u>電子メールの送信をすることにより同意を取得した場合 当該電子メールの通信文のうち定型的な部分</u></p> <p>－ <u>ウェブサイトを通じて通信文を伝達することにより同意を取得した場合 当該通信文のうち定型的な部分（同意の取得に際して示す当該ウェブサイトの画面構成）</u></p>	<p>2 オプトイン規制における同意</p> <p>②同意を証する記録</p> <p>2) 保存の内容</p> <p>保存すべき内容としては、次のいずれかとされている。</p> <p>① 同意を取得している個別の電子メールアドレスに関し同意を取得した際の時期、方法等の状況を示す記録</p> <p>② 特定電子メールのあて先とすることができる電子メールアドレスが区別できるようにされている記録に加えて、以下の区分に応じた記録</p> <p>－ <u>同意の取得を書面で行う場合 当該同意の取得に際して示す書面の書式</u></p> <p>－ <u>同意の取得を電子メールの送信と返信により行う場合 当該同意の取得に際して示す電子メールの内容のうち定型的な部分</u></p> <p>－ <u>同意の取得をウェブサイトから行う場合 当該同意に際して示すウェブサイトの画面構成</u></p>

3) 保存期間

保存期間については、当該記録に係る特定電子メールの送信をしないこととなった日から1ヶ月間を経過する日まで保存すべきものとされている。ただし、法第7条の規定による命令を受けた場合にあっては、当該命令を受けた日から起算して1年を経過する日又は当該記録に係る送信を最後に行った日（当該命令を受けた日から起算して1年を経過する日までの期間内の日に限る。）のいずれか遅い日まで保存すべきものとされている。

なお、受信者の事前の同意の通知を受けていても1度も広告・宣伝メールを送信することがない場合は、当該送信をしないこととした日まで保存するものとしている。

4 オプトアウト

2) 通知の方法

オプトアウトの通知の具体的な方法は施行規則で定められており、特定電子メールの受信に係る電子メールアドレスを明らかにすることが必要であるが、その具体的な方法は、電子メールその他任意の方法とし、特に限定はされていない。

(略)

5 表示義務

②「表示」として必要なその他の事項
この他に、表示が必要な事項として、法第4条第3号の委任による施行規則

3) 保存期間

保存期間については、当該記録に係る特定電子メールの送信をしないこととなった日から1ヶ月間を経過する日まで保存すべきものとされている。ただし、法第7条の規定による命令を受けた場合にあっては、当該命令を受けた日から起算して1年を経過する日又は当該記録に係る送信を最後に行った日（当該命令を受けた日から起算して1年を経過する日までの期間内の日に限る。）のいずれか遅い日まで保存すべきものとされている。

2) 通知の方法

オプトアウトの通知の具体的な方法は施行規則で定められており、特定電子メールの受信に係る電子メールアドレスを明らかにすることが必要であるが、その具体的な方法は、電子メールその他適宜の方法とし、特に限定はされていない。

(略)

5 表示義務

②「表示」として必要なその他の事項
この他に、表示が必要な事項として、法第4条第3号の委任による施行規則

第 10 条において、オプトアウトの例外の場合 (P19) を除き、①オプトアウトの通知ができる旨の記載、②送信責任者の住所、③苦情や問合せ等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス又はURLが定められている。なお、③に関しては、法令上の義務づけとしては、電話番号、電子メールアドレス又はURLによることが認められているが、可能な場合には、電子メールアドレスやURLだけでなく、電話番号についても記載することが推奨される。

第 10 条において、①オプトアウトの通知ができる旨の記載、②送信責任者の住所、③苦情や問合せ等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス又はURLが定められている。なお、③に関しては、法令上の義務づけとしては、電子メールアドレスやURLによることが認められているが、可能な場合には、電話番号についても記載することが推奨される。